

令和3年度第1回かすみがうら市総合教育会議 議事録

- 1 開催日時 令和4年1月26日(水) 開会 午前10時30分
閉会 午前11時10分
- 2 開催場所 あじさい館 研修室2
- 3 構成員 市長 坪井 透
教育長 大山 隆雄
委員 田澤 高保 (教育長職務代理者)
委員 中島 和彦
委員 坂本 雅子
委員 梶本 梓
- 4 欠席構成員 なし
- 5 構成員以外の出席者
保健福祉部長 君山 悟
子ども家庭課長 斎藤 隆男
教育部長 田崎 守一
学校教育課長 岩井 雄一郎
生涯学習課長 斎藤 明
スポーツ振興課長 斎藤 裕之
教育指導室長 奥沢 哲也
学校教育課 課長補佐 中村 基紀 (書記)
学校教育課 総務担当 永谷 恵 (書記)
- 6 議題
かすみがうら市教育大綱(案)について
- 7 その他
かすみがうら市教職員働き方改革の推進について
- 8 傍聴者 なし
- 9 会議の概要

開会 午前10時30分

教 育 部 長

皆様お揃いのおようですので、ただいまから、令和3年度第1回かすみがうら市総合教育会議を開催いたします。

本日の会議の進行を務めさせていただきます。教育委員会事務局の田崎でございます。

本日の会議では、市長部局からは、君山保健福祉部長、斎藤子ども家庭課長が同席しております。また、教育委員会事務局からは、岩井学校教育課長と斎藤生涯学習課長・斎藤スポーツ振興課長・奥沢教育指導室長が同席しております。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

初めに、坪井市長からご挨拶をいただきます。

市 長

本日はお忙しい中、令和3年度第1回かすみがうら市総合教育会議にご出席を賜り、誠にありがとうございます。また日頃より、本市の教育行政はもとより、市政各般にわたりご尽力をいただいておりますことに、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、総合計画や教育振興基本計画などの計画期間終了を間近に控え、各種、新たな計画の策定や改定に向け、大詰めの時期を迎えております。

今回、本会議で、ご協議いただく「教育大綱」でございますが、既に調整を進めております、教育振興基本計画の改定に合わせ、こちらの見直しも、進めさせていただくものでございます。大綱の作成にあたっては、基本計画を策定委員会の中でご審議いただく際に、併せて整理・調整を進めて参りました。すでに、計画策定にかかる経過説明などの際に、お目通しいただいているものとは存じますが、内容としましては、「かすみがうら市教育の基本理念」に基づき、「学校教育の目標」及び「生涯学習の目標」を掲げるとともに、施策の体系として、2つの基本方向を柱として、調整しているものでございます。

今回の基本計画の改定に合わせ、こちらについても、決定をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

詳細につきましては、このあと事務局より説明いたしますが、委員の皆様には、忌憚のないご意見を賜りますよう、お願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

教 育 部 長

続きまして、教育長よりご挨拶をいただきます。

教 育 長

あらためまして、皆様ご苦労様でございます。

本市教育の課題でありました学校統合も、今年の3月をもちまして千代田中学校区の小中学校が閉校となり、4月に新たな千代田義務教育学校が開校するという運びになり、一つの大きな区切りがつくこととなります。

その間においても課題は次々と出てきており、特に新型コロナウイルスへの対応が大きな課題となっていると思います。そういった中においても体温チェックアプリの導入や、その他学校現場で必要となる様々な予算を伴う支出につきましても、市長並びに議会議員の皆様のご理解を得ながらひとつひとつしっかりと対応を取らせていただいておりますことに、この場をお借りして感謝申し上げます。

本日は、平成29年度からの5ヶ年の教育振興基本計画が令和3年度を

もちまして終了となることから、令和4年度からの新たな計画に基づいた本市の教育を進めていくということ、それと働き方改革に関することに、ご意見等をいただければと思っております。

何かとお忙しいところかと思いますが、忌憚のないご意見を出していただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

教 育 部 長

続きまして、次第の3番、議題でございます。

議題につきましては、かすみがうら市総合教育会議の設置及び運営に関する要綱の規定により市長に議長をお願いいたします。

市 長

それでは、要綱に基づきまして、議長を務めさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

では、議題「かすみがうら市教育大綱（案）について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

学 校 教 育 課 長

それでは、教育大綱（案）について、説明させていただきます。

教育大綱につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき、市長が教育総合会議で協議をし、定めるものとなっていることから、協議をお願いするものです。

資料1のかすみがうら市教育大綱（案）をご覧くださいと思います。大綱策定に当たりましては、教育振興基本計画と同時期に、整合性をはかりながら策定することから、計画期間につきましても、同じ期間として、2022年度（令和4年度）から2026年度（令和8年度）としております。

表紙をめくっていただきますと、1、教育の基本理念について記載しております。教育振興基本計画では、学校教育と生涯学習の施策の体系となる基本方向を、それぞれ定めておりますが、教育大綱では、その上に全体の教育の基本理念として「ともに学び 地域に活かす 未来を拓く ひとづくり」として掲げさせていただきました。これは、現行の大綱の内容を引き継ぐ形としておりますが、考え方としては、「子どもから大人まで、すべての市民がかすみがうら市でともに育ち、磨き、学ぶ。そして、学びの成果を自身や地域に活かすことにより、地域に誇りを持って、市民一人一人が豊かに生きる姿を目指します。」としております。

2ページから3ページでは、学校教育と生涯学習の目標をそれぞれ掲げ、現状の取り組み状況や課題、さらに目標設定の考え方について整理しております。

学校教育では、多様な生き方を大切にしながら、ICT・デジタル化の推進や、学びを保障し、郷土を愛し知・徳・体を一体で育む教育、持続可能で魅力ある教育を推進していくため、目標を「人間性豊かで、よりよい生き方を求める子どもの育成を図る」としております。

生涯学習では、かすみがうら市が持つ豊かな自然との中で育まれた歴史・文化、地域コミュニティを活かし、市民一人一人が、生きがいや仲間を見つけ、地域の多様な人々とともに学び合い、自らも学び続けることで、豊かで輝く人生を実現できるよう、目標を「自分を磨き、より豊かな人生の実現を目指す市民の学びを促進する」としております。

また、昨今の社会情勢を鑑み、国際的な取り組みであるSDGsやSociety5.0についても、教育施策の中できわめて重要な取り組みになると考えられることから、本ページの記載に加えております。

4ページからは、教育施策の基本方向でございます。市の教育を推進していくために、現行の教育振興基本計画においては、4つの基本方向のも

とに各施策体系を整理しておりましたが、今回の計画の策定にあたっては、先ほど触れました2つの目標（学校教育・生涯学習）に合わせ、基本方向もそれに準じて2つに整理いたしました。

基本方向ごとの概要について、基本方向1、全ての子どもたちの学びの充実では、「子どもたち一人一人が持つ可能性を最大限に引き出し、様々な課題にチャレンジできる資質・能力の育成」を掲げております。「かすみがうら市の特色ある教育」「確かな学力の定着」「心と体の育成」「時代の変化に対応した教育の推進」「教育環境の整備」「学校・家庭・地域の連携協力」の6つを施策の体系として、それぞれ考え方を示しております。

5ページをご覧ください。基本方向2、生涯を通じた学びやスポーツの充実では、「全ての市民が自分らしい生き方を自ら選択し、より豊かな人生につながる学びの充実」を掲げております。「社会性豊かな青少年の健全育成」「生涯学習の充実」「スポーツ・レクリエーション活動の振興」「地域文化の継承と創造」の4つを施策の体系として、それぞれに考え方を示しております。

なお、基本方向2の下に、令和4年、月、市長名を印字しておりますが、策定した場合は、市長の自筆により製本を予定しております。

また、教育大綱につきましては、市長の挨拶にもありましたように、本日の会議において、内容の決定を頂ければと考えておりますが、正式な策定期間につきましては、教育振興基本計画と同時期の令和4年3月とさせていただきます。

なお、「かすみがうら市教育振興基本計画（最終案）」につきましては、11月と1月の教育委員会定例会で説明をさせていただいておりますので、説明は省略させていただきます。

説明につきましては、以上でございます。

市長 教育大綱（案）についての説明がございました。
ただいまの事務局の説明について、委員の皆様から、ご意見をお伺いしたいと思います。

（「質疑なし」の声あり）

市長 それでは、ご意見等ございませんので、「かすみがうら市教育大綱（案）」につきましては、こちらの内容でご承認いただき、「かすみがうら市教育大綱」として決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

市長 ありがとうございます。
これにて、決定いたしました。
では、この大綱の周知方法や周知時期について、事務局からお願いいたします。

学校教育課長 本日も決定いただきましたので、大綱の内容につきましては、同時進行で策定を進めております、教育振興基本計画とあわせ、3月以降に市ホームページ等で公表を図ってまいりたいと考えております。
よろしく願いいたします。

市長 わかりました。事務局の説明のとおりといたします。
本日の議題は以上でございます。

続いて、「4. その他」の事項に移ります。

「かすみがうら市教職員働き方改革の推進について」事務局より説明をお願いします。

教育指導室長

それでは、その他といたしまして、かすみがうら市教職員働き方改革の推進について説明させていただきます。

別添の資料をご覧ください。

現在、コロナ禍やGIGAスクール構想による1人1台端末の活用など、学校を取り巻く状況は複雑化・多忙化しており、教職員の働き方につきましても長時間労働が問題視されているところです。それに対して、国・県においても教職員の働き方改革が進められております。本市におきましても、教職員の働き方改革・業務の軽量化の実現に向けて積極的に取り組んでいる所でございます。

それでは、本市の現在の学校における在校等時間について、現状を説明させていただきます。

まず、資料の1 在校等時間の現状をご覧ください。

学校における在校等時間とは、教師等が校内や研修・児童引率等の校外での勤務など外形的に把握できるものであり、教師の自己研鑽などは除かれます。その在校等時間につきましては、国の「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」において、平成21年1月25日に定められております。資料でございますように、1か月の在校等時間が超過勤務45時間以内、そして1年間の在校等時間について超過勤務360時間以内と定められております。しかしながら、教員の職務の特殊性を鑑み、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合は、1か月の超過勤務100時間未満、1年間の超過勤務720時間以内そして、連続する複数月の平均超過勤務80時間以内、かつ、超過勤務45時間超の月は年間6カ月までとされております。

この国の基準を受けまして、令和2年4月1日に、「かすみがうら市学校管理規則」を改正し、本市においても例規に位置づけられております。

それでは現状につきまして、資料のなかほど、令和3年度超過在校等時間小中学校平均時間の表をご覧ください。こちらは、小学校・中学校の市内の全職員の土日の勤務も含めた超過在校等時間の平均になります。県にもこのような形で報告しております。

見ていただくとおわかりのように、小学校においては、教職員の超過在校等時間の平均は、上限の45時間以下になっております。しかしながら、中学校では、45時間以上の月が多くございます。その理由としては、土日の部活動等の時間や土日の勤務も含めているためです。中学校では平日の部活動指導に加え、土日の部活動そして生徒指導や進路指導などにより、超過在校等時間の平均が45時間を超えている月が多くあるのが現状です。

また、あくまで平均ですので、小中それぞれ過労死ラインと言われる80時間以上の勤務になっている者もいるのが現状です。そこからわかることは、一部の教職員に業務が偏ってしまっている傾向があること、また、学校規模の違いがあり、児童・生徒数・職員数などが多い学校は、事務処理等に時間がかかってしまう傾向がありました。

続いて、同じく中段の参考資料、令和元年度超過在校等時間小中学校平均をご覧ください。以前はデータの取り方が違っていたため、こちらは土日の勤務を含めていない表になっています。これを見ていただくとおわかりのように、土日が含まれていないにもかかわらず、令和3年度よりも超過在校等時間がかなり多い状態でした。この2年間で、超過在校等時間が

大きく減少していることがわかります。全体的には、本市の働き方改革の推進によって、教職員の意識改革が進んでいるものと考えます。

それでは、2ページ目をご覧ください。

これまでのかすみがうら市の働き方改革の取り組みについて説明させていただきます。

まず、学校業務の削減・縮減に関する取組について、資料にそって説明いたします。

市内各小中学校に留守番電話の導入をしております。これは近隣の市に先駆けて導入しており、これによって、夜間の保護者対応などが大きく減少しました。さらに留守番電話設定後の学校間及び教育委員会との緊急連絡のためのIP電話の設置しております。こちらも他市にはなく、大変に利便性の高いものです。

次に今年度より給食の公会計化を実施し、事務処理の負担軽減、特に事務職員の負担軽減が図られております。

また、小学校全校への専科教員の配置を進めました。これによって、小学校における教科担任制が進むとともに、小学校の担任にも空き時間ができ、事務処理を行う時間が確保されるなどの働き方改革が進みました。

次に県費の学校サポーターの積極的な活用を図り、コロナ禍での消毒作業等に従事していただいております。放課後等に、子ども達が触ったドアノブなどの消毒を、教職員に代わって行っていただくことで、教職員の負担が軽減されております。

続いて、体温チェックアプリを導入しております。これは、毎朝保護者がスマートフォンで児童生徒の体温を入力することで、それまでは登校時に検温カードを手渡して回収し確認していたものが、教室のパソコンで児童生徒の体温が確認できるようになりました。この導入によって、朝の業務の軽減と体温管理の効率化が図られております。また、欠席の連絡などもこのアプリでできることから、朝の電話対応の時間も軽減されています。

さらに、市費非常勤講師、市費学校支援員（特別支援）、観察実験アシスタント（理科）、図書館司書の配置を進めております。また、警察OBであります市費学校生活相談員の配置による、校内巡視と児童生徒への相談活動を実施することで、教職員の負担軽減につながっております。

続きまして、教職員の意識改革に関する取り組みについてですが、主に各学校での取り組みになります。読み上げますと、教員評価面談における働き方改革の意識化、それぞれの目標設定の中で働き方改革の項目も入れております。学期末に5時間授業を設定しており、それによって成績処理等の時間を確保し、超過勤務を減らすようにしております。各校の実態に応じた取り組みとしては、1人1働き方改革の実施として、それぞれ目標を決めて実施したり、超過勤務時間の可視化ということで黒板や掲示物などに誰が今日は早く帰るのか、超過勤務はどれくらいなのかがわかるようにしたりなどの、工夫もしております。また、完全退勤時刻の設定、計画的な年休取得の実施等も行われております。さらに、会議のペーパーレス化の推進、各校の「働き方改革推進委員会」の設置、日課表を見直し休み時間や清掃時間を短縮するなどの工夫をすることで、放課後の時間を捻出しております。部活動時間の削減と、複数顧問の実施なども行っており、副顧問が部活指導を行う曜日を決め正顧問はその時間に事務処理に従事するなどの、協力体制を作っております。

このような本市におけるこれまでの取り組みについては、茨城県教育委員会ホームページにて、かすみがうら市の取組が「教職員の時間外在校等時間縮減に効果の高い市町村及び学校の取組」として紹介されております。

す。

しかしながら、冒頭に述べましたように、現在も中学校の平均で超過在校等時間が45時間以上、個別には80時間以上の超過在校等時間の教職員がまだおります。今後の課題と対策として、次のようなことを考えております。

まず、教職員の事務処理時間の確保に努めてまいります。そのために、統合型校務支援システムの導入をしております。この1月から、一部運用を開始し、4月から本格的に導入されます。それによって学校の情報が一元化されることで、事務処理時間の短縮につながると考えております。また、週時程への5時間授業日の拡大の検討、それぞれの学校で学期末だけではなく、それ以外での実施の可能性を探っていきたくと考えています。

次に、中学校部活動の負担軽減に努めてまいります。特に中学校部活動の外部指導者の設置の検討をしていきます。また、教員の数と部活動の数が大きな問題でもありますので、部活動数の精選に向けて検討をしております。

3学期制から2学期制への移行の検討をします。これによって、教師と児童生徒がゆとりを持って学習に向き合うことが可能になり、さらには学校行事の効率化を図ることが可能になると考えられます。

最後に、かすみがうら市教職員働き方改革推進委員会を開催いたします。2月から実施し、次年度に向けて協議してまいります。要領につきましては別添でお示しをしておりますが、教育委員会事務局と学校代表によって今後の学校の働き方改革について協議し、総合的な推進を図ってまいります。

以上、かすみがうら市における働き方改革の推進について、述べさせていただきました。

この後、現在の取り組みや今後の方向性につきまして、ご意見やご助言を頂戴できればと思います。よろしく願いいたします。

市 長 ただいま、「働き方改革の推進について」の説明がございました。皆様からご質問等がございましたらお願いいたします。

教 育 長 質問ではないのですが、かすみがうら市教職員働き方改革推進委員会を設置する方向で進めているところでして、私の方でも議会においてそのことを答弁しております。今までは働き方改革を協議する場合、学校の先生方だけでやっていたのですが、今度は行政側も一体となって働き方改革に取り組むということで、多方面からのご意見が寄せられ、またご意見が聞けることとなり、意義ある委員会の設置になるのではないかと、考えております。これからの教職員働き方改革に、少しでも広い立場から、意見等が聞けるということで、大変期待しているところです。

市 長 ありがとうございます。
その他、ご意見等ございますか。

（「質疑なし」の声あり）

市 長 それでは、他に質疑がないようですので、「4.その他」の事項を終了いたします。

次第の内容については以上となりますので、議長の役はこれで解かせていただきたいと思います。円滑な進行にご協力いただきまして、ありがと

うございました。

教 育 部 長

市長、ありがとうございました。

予定しておりました会議については以上となりますが、本日は市長と教育委員の皆様にお集まりいただきしております。せっかくの機会ですので、何かご意見やご質問等ありましたら、お受けしたいと思います。

教 育 長

本日は保健福祉部長と子ども家庭課長も出席されておりますので、せっかくの機会ですから、私の方から少し述べさせていただきたいと思えます。

学校教育活動の中のいじめとなると、当然学校の先生方が対応にあたるわけですが、放課後児童クラブの中で起きた場合の対応の仕方については、十分検討しておく必要があるのではないかと思います。

といいますのも、放課後児童クラブは委託業者で雇用されているスタッフの方が対応にあっているということで、特に教員免許等は必要ないという中で行われていると思えます。その中で、やはりいじめが起きたような時に、学校側、あるいは放課後児童クラブのスタッフがしっかり対応できているかという、利用されている保護者からすると「もう少ししっかりやってもらいたい」という声が寄せられているのも事実です。そういったことを踏まえると、見て見ぬふりをしているというようなことが聞こえてくるようでは、やはりどうなのかなという思いがいたします。そういう場合には、ぜひしっかりと、放課後児童クラブでもスタッフの方ができる範囲での対応をしっかりと取るといふこと、併せて学校側との連携をしっかりと行っていくことが、求められていると思えます。学校関係については教育委員会からもしっかりと周知伝達していきたいと思えますが、放課後児童クラブについては所管の方でしっかりと伝達していただいて、一回言ったから、あの時伝えたからということでは、必ずしも徹底に至らないこともありますので、折に触れて周知をお願いしたいと思います。いじめというのは本当に許してはならない、子ども達の命にかかわることですので、しっかりと対応していくということ、教育委員会それから放課後児童クラブの所管の方でも、同じ認識で当たっていくことが肝要かと思えますので、よろしくをお願いしたいと思います。

以上です。

保 健 福 祉 部 長

ただいま教育長からありましたように、放課後児童クラブは昨年10月より民間の会社に委託してございます。

放課後児童クラブにおいてもいじめなどの問題があるかと思えますが、教育長からのお話のとおり、学校だけの問題ではなく、放課後児童クラブにおいても一緒の問題でございまして、これに関しましても、事業者と相談をしながら、また事業者も日本全国幅広くやっている業者でありますので、そういった事例があるかどうかはまだ確認してございません。今ありましたことを参考にしまして、いじめの問題が児童クラブの中でも発生しないよう、発生した場合には適切に対応できるように、再度こちらでも、業者と相談しながら、また学校と相談しながら進めていく案件だと思えます。引き続き学校の協力も得ながら、この問題に対応して行きたいと思えますので、よろしくをお願いいたします。

教 育 長

ありがとうございました。

教 育 部 長

ありがとうございます。その他に、ございますか。

委員

ここでは先ほどの議題は終了したということですのでよろしいのですよね。
先ほどの話に少し関連することなのですが、働き方改革の推進のところで、かすみがうら市のこれまでの取り組みを見ますと、私は教員をやった者として、――委員もそうですが、自分が現役の頃と比べ、安全で安心できる学校生活を送れるよう警察OBの方が生活相談員として配置されたり、また心身の障がいや発達の遅れなどがある子どもには支援員が配置されたりなど、いろいろな面でサポートが確立されていると感じています。
そうすると先生自身も、自分達は教員という仕事を選んで、学級経営をやっている中で、こんなにも周りの助けがある中でやれているということに、喜びを感じるはずだと思いますが、現実では、県の教員採用試験の倍率は毎年下がっており、教員が魅力のないものと感じられているのです。その倍率は、教員の質の維持が難しくなると言われる3倍を切っているので、選抜機能の低下も懸念されるところです。

学校の教員というのは、楽しくて、充実感があって、やりがいがあるというところがいつも表には出されずに、大変な超過勤務を要し、たくさんの文書を処理しなくてはならず、子ども達と触れ合う時間がないという負の場面だけが、テレビや新聞などのマスコミに取り上げられてしまっています。ところがこういった実態を見れば、いろいろな人たちのバックアップのおかげで先生たちが活動できているわけです。そういうところをもっと出していかなくてはならないと思います。

先ほど、委員長を学校教育課長として、働き方改革推進委員会が始まるのお話がありましたが、私としては教育長から先に話が合った方々に加えて、会社員の方も中に入って、社会の中で働いている人はどういう所で超過勤務を乗り越えているのか、そういった意見が入れば、もっと良いのではないかと思います。教員と学校教育課という狭い範囲だけではなくて、そこに社会でいろいろ頑張っている人たちの意見が入れば、さらに良いものになるのではないかと感じました。

教員という仕事は非常に素晴らしいものですので、いい面というか、こんなにみんなのバックアップがある中で働いているということ、ぜひ前面に出してもらって、かすみがうら市に優秀な先生を呼んでいただければ幸いです。

以上です。

教育部長

ありがとうございました。
貴重なご意見として、お受けしたいと思います。
その他、ございますか。

委員

せっかくですからよろしいでしょうか。
かすみがうら市が誕生したときに、小中学校は17校ありました。
その後、各地域での統廃合を経ながら、令和4年4月からは千代田義務教育学校が開校し、7つになるということで、いろいろな部分できめの細かい教育が実現できるような、施策を考えていただきたいと思います。
17校が7校ですから、予算的な部分でも、17で割るよりは7で割る方が1校あたりの予算が増えると思います。教育においても、多様性などのいろいろなテーマが上がっているところですので、市長部局においては、そうした視点での教育予算の編成を考えていただければと思っております。よろしくをお願いします。

教育部長

ありがとうございました。

その他、ご意見はございますか。

(意見なし)

教 育 部 長

特にございませんか。

それでは、以上をもちまして、第1回総合教育会議を閉会とさせていただきます。

本日は長時間にわたりまして、ありがとうございました。

閉会 午前11時10分

かすみがうら市長

